

えびな成年後見・総合相談センター

あなたの暮らしを守る
成年後見制度



社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

えびな成年後見・ 総合相談センターの取り組み

1

成年後見に関する相談

- ・センター職員による相談
- ・専門職による相談

※裏面に詳細あります。

2

関係機関との連絡調整

行政及び、相談支援事業所、地域包括支援センター等の関係機関が連携して地域の権利擁護を推進するため、定期的に連絡調整の場を設けます。

3

市民後見人の養成・活動支援

親族や専門職以外の一般市民を対象とした市民後見人の養成を行います。また成年後見人等の活動を開始した市民後見人に対し、活動支援を行います。

4

市民向け講演会などの開催

成年後見に係る普及啓発事業として、成年後見に関する情報発信、講演会など市民、関係機関を対象とした制度活用等幅広い広報及び啓発を行う。

5

親族後見人の支援

申立を考えている人やすでに親族後見人を受任している方の相談に応じます。



ひとりで悩んでいませんか？

センター職員による相談

- 利用できる方 → 海老名市在住の方及びその親族
- 相談方法 → 電話・来所（訪問）
- 相談場所 → 海老名市役所
- 受付時間 → 月曜～金曜 午前9時～午後5時

第1・第3土曜 午前9時～午後12時（事前予約制相談）
場所：市役所

専門職による相談 予約制 ※1件45分程度

- 司法書士 第1火曜 14時～16時
- 社会福祉士 第2火曜 10時～12時
- 行政書士 第3水曜 14時～16時
- 弁護士 第4月曜 14時～16時

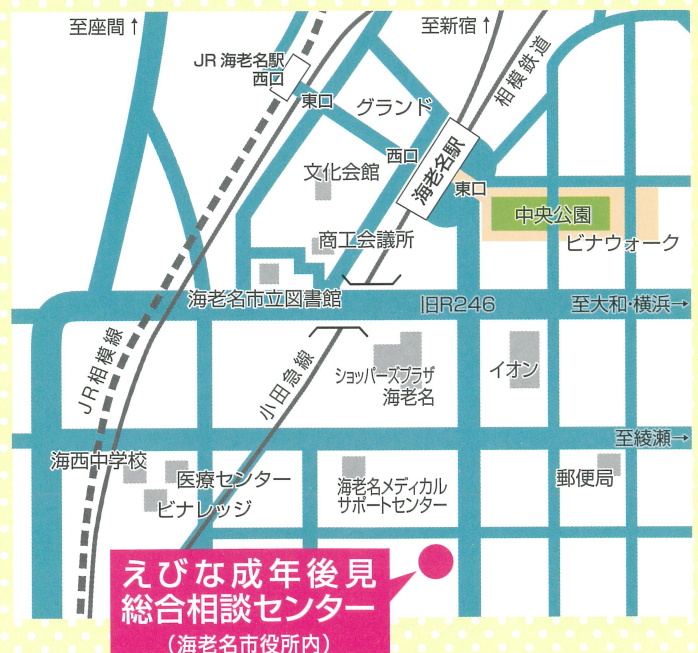


問い合わせ先

☎046-200-9833

受付時間
月曜日～金曜日……午前9時～午後5時
（祝日・年末年始を除きます）

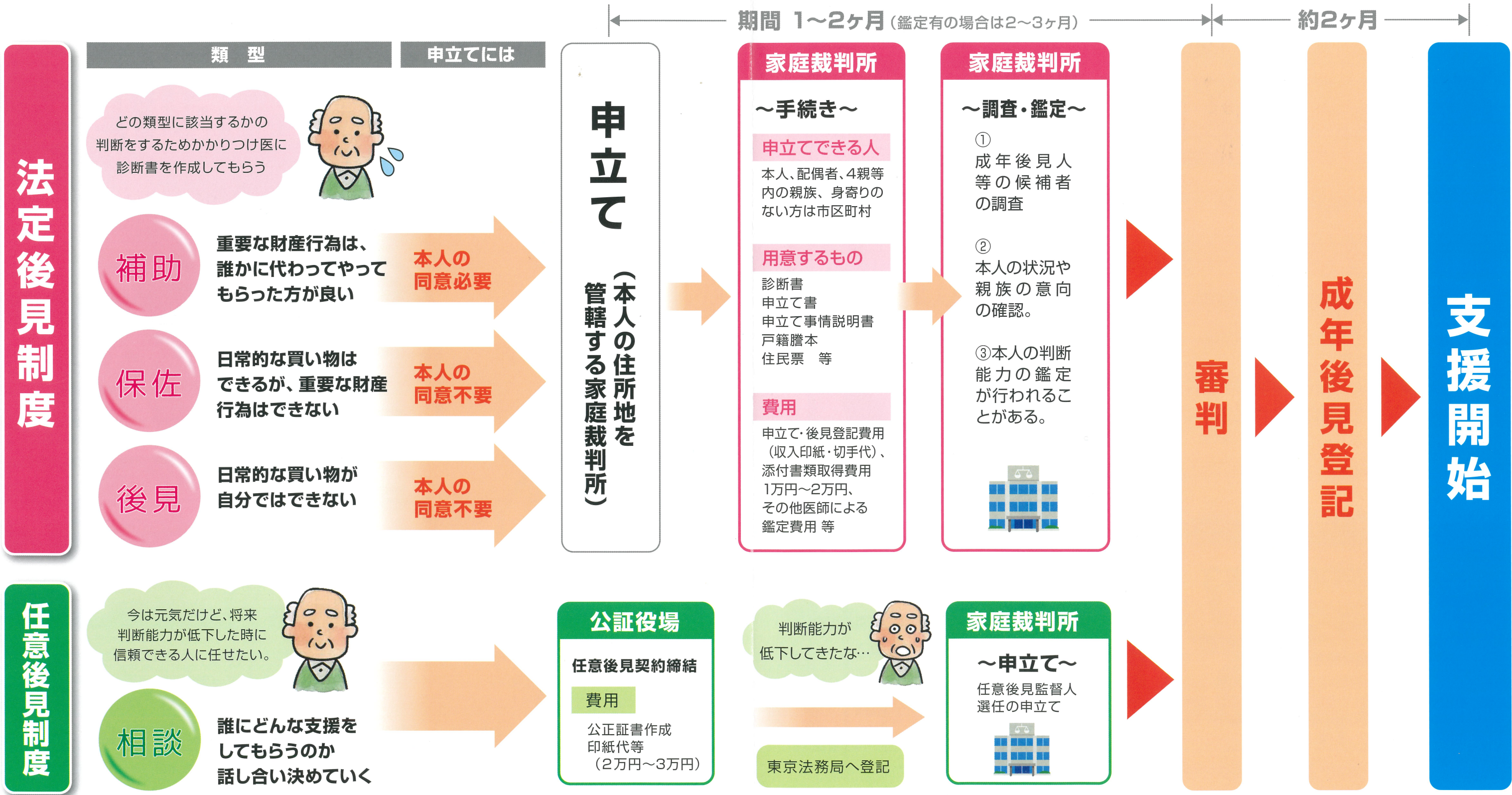
〒243-0492
海老名市勝瀬175-1（海老名市役所内）



成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら本人に代わって手続きなどを行うことで財産を適正に管理します。

成年後見制度とは、大きく分けると **法定後見制度** と **任意後見制度** の2つがあります。



任意後見制度

<p>今は元気だけど、将来判断能力が低下した時に信頼できる人に任せたい。</p>	<p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">公証役場</p> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">任意後見契約締結</p> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">費用</p> <p>公正証書作成 印紙代等 (2万円~3万円)</p>	<p>判断能力が低下してきたな...</p>	<p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">家庭裁判所</p> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">~申立て~</p> <p>任意後見監督人選任の申立て</p>
--	--	------------------------	---

東京法務局へ登記

成年後見制度

Q & A



Q どんな時に利用できるの？

- A**
- ①一人暮らしをしている母。訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまう。
 - ②父の介護施設入所費用のため定期預金を解約しようとしたら、断られてしまった。
 - ③夫に先立たれ、子供もいない。親戚も疎遠。将来自分が認知症になったら心配。
 - ④一人息子は知的障がい。私たち両親が亡くなった後のことが心配。

Q 申立費用はいくら位かかりますか？

- A** 診断書費用、印紙や切手代、また添付書類取得費用などで約1万円～2万円です。鑑定が必要であったり、申立の書類作成を専門家に依頼すると、別途費用がかかります。

Q まず何からしたらいい？

- A** かかりつけ医に本人の精神の状況について診断書を作成してもらい、そこに示された類型で申し立てることになります。

Q 後見人は誰がなるの？

- A** 親族、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門家です。また海老名市が養成した市民後見人による受任も可能。選任は家庭裁判所が決定します。

Q 後見人への報酬はどうやって決めるの？

- A** 後見人等の仕事内容や本人の財産、その他の事情を考慮して、家庭裁判所が決定します。

Q 成年後見人は、どのようなことができるの？

- A** 本人の財産管理や本人の心身及び生活状況に目を配りながら、福祉サービスの手配・契約・履行状況の確認、医療契約、入退院の手続き、施設入所契約などを行います。